

日ラグ協発第 24-105 号

2024 年 4 月 22 日

関東ラグビーフットボール協会
理事長 大原 俊一 様
関西ラグビーフットボール協会
理事長 松原 忠利 様
九州ラグビーフットボール協会
理事長 御領園 昭彦 様

(公財)日本ラグビーフットボール協会
専務理事 岩渕 健輔

選手に関する費用の負担の取扱いに関して（通知）

拝啓、平素は日本ラグビーの普及発展につきまして多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

大学カテゴリの登録チームから、World Rugby が定める REGULATION 4. PLAYER STATUS, PLAYER CONTRACTS AND PLAYER MOVEMENT（以下、「Reg.4」といいます。）のうち、Reg.4.6.4 に関する照会がありましたので、高校、大学及び女子のカテゴリに所属するチームに対し通知いたします。

敬具

記

（照会事項）

選手に対して以下のような債権が成立する場合、日本ラグビーフットボール協会は、当該選手からのクリアランスの発行の同意を拒否することができるか。

- ・大学が学費の支払請求権を有する場合（①）
- ・大学が奨学金の返還請求権を有する場合（②）
- ・チーム代表者個人が上記各請求権に対して選手を保証し、選手に対する求償権を有する場合（③）

（回答）

上記の照会事項のいずれについても、当協会は選手からのクリアランスの発行の同意を拒否することができないと考えられます。

まず、Reg.4.6.5 に定められるとおり、クリアランスの発行の同意を拒否することができないのが原則であり、これは、選手のプレーの機会を不当に阻害してはならないとの配慮に基づくものと考えられます。したがって、Reg.4.6.4 の適用できる範囲は限定して解釈しなければなりません。

その上で、Reg.4.6.4 において、クリアランスの発行の同意を拒否することができるのは、「現在所属するユニオン、ラグビー団体又はクラブとの間の契約上の義務」がある場合に限られます。このとき、クラブの範囲は上記の趣旨から限定して解釈すべきところ、クラブが大学とは別の法人又は任意団体によって運営される例が少なからずあることからすれば、①②の例のように、大学と選手との間の契約上の義務をクラブと選手との間の契約上の義務と同視することはできません。また、③の例のように、クラブとチーム代表者個人を同視できないことも同様です。

留学生である選手を受け入れる際に、選手に対し学校等の奨学金を条件として提示することがあり得、このとき、学校等の要請から奨学金交付の条件として国内関係者が学校に対し、選手を連帯保証することがあり得ます。しかし、仮に選手が奨学金の条件に違反して帰国した場合であっても、上記のとおり、大学の有する学費の支払請求権若しくは奨学金の返還請求権、又はチーム代表者の有する求償権を理由に当協会がクリアランスの発行の同意を拒否することはできません。チーム関係者におかれましては、これらの事情をご理解いただいたうえで、選手の受入れ、奨学金の交付及び連帯保証の可否についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、Reg.4.6.4 と Reg.4.6.3 を比較すると分かるように、「現在所属するユニオン、ラグビー団体又はクラブとの間の契約上の義務」がある場合でも、当協会がクリアランスの発行の同意を拒否することは義務ではなく、当協会の裁量でクリアランスの発行に同意することがあります。クラブと選手との間の契約上の義務の存否や内容が争われる場合であっても、請求額が些少である場合や、選手が一定程度義務を履行しようとする場合には、Reg.4.6.5 に定められるとおり、クリアランスの発行の同意を拒否することができないのが原則であることから、当協会はクラブと選手との間の紛争が解決していなくてもクリアランスの発行に同意することがあります。

(関連条文及び参考訳)

4.6.3 A Player's Current Union shall not consent to the issue of a Clearance if that Player is under suspension on disciplinary grounds, unless such suspension is for a period of five weeks or less and the New Union has confirmed in writing that a suspension for an equal period of the balance of the suspension will be imposed on the Player in the competition(s) for which the New Union is to register him.

4.6.3 プレイヤーが現在所属するユニオンは、プレイヤーが懲罰を理由に出場停止となっている

場合、クリアランスの発行に同意してはならない。ただし、当該出場停止の期間が5週間以内であり、かつ、新たに所属するユニオンが、書面により、新たに所属するユニオンが当該競技者を登録する競技会において、残存する出場停止期間と同等の期間の出場停止を当該競技者に課すことを確認した場合にはこの限りではない。

4.6.4 A Player's Current Union shall be entitled to refuse to give its consent to the issue of a Clearance if the Player concerned has not fulfilled any of his obligations under the terms of his contract with his Current Union, Rugby Body or Club.

4.6.4 プレイヤーが現在所属するユニオンは、当該プレイヤーが、現在所属するユニオン、ラグビー団体又はクラブとの間の契約上の義務を履行していない場合には、クリアランスの発行の同意を拒否することができる。

4.6.5 Save in the circumstances set out in Regulations 4.6.3 and 4.6.4 above, a Player's Current Union shall not be entitled to refuse to give its consent to the issue of a Clearance.

4.6.5 上記4.6.3及び4.6.4に定める場合を除き、プレイヤーが現在所属するユニオンは、クリアランスの発行の同意を拒否することができない。

■通達対象：加盟協会、加盟チーム（高校、大学及び女子のカテゴリ）

■文書作成：日本ラグビーフットボール協会 国際部門

■問い合わせ先：日本ラグビーフットボール協会 国際部門

メール：clearance@rugby-japan.or.jp

以上